

第1号様式(その1)

(表)

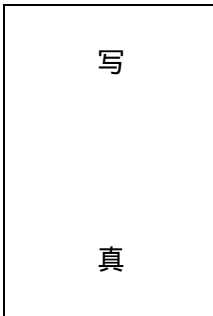
徴 税 吏 員 証

第 号  
所 属  
氏 名

( 年 月 日生)

横浜市 区長

印



年 月 日発行

(有効期限 年 月 日)

(A8)

(裏)

- 1 市税の賦課徴収に関する事務を行う場合には、必ずこの証票を携帯してください。
- 2 関係人の請求があったときは、必ずこの証票を呈示しなければなりません。
- 3 この証票を他人に貸与し、又は譲渡することはできません。

(備考)

- 1 この様式は、市税の賦課徴収に関する事務を行う区役所の徴税吏員に交付する証票のひな型である。
- 2 用紙は、厚質白紙を使用すること。
- 3 写真の大きさは、縦3センチメートル、横2.4センチメートルとすること。

第1号様式(その2)

(表)

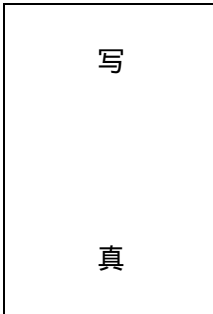
市 税 調査吏員証  
犯則事件

第 号  
所 属  
氏 名

( 年 月 日生)

横浜市 区長

印



年 月 日発行

(有効期限 年 月 日)

(A8)

(裏)

- 1 市税に関する犯則事件の調査を行う場合には、必ずこの証票を携帯してください。
- 2 関係人の請求があったときは、必ずこの証票を呈示しなければなりません。
- 3 この証票を他人に貸与し、又は譲渡することはできません。

(備考)

- 1 この様式は、区の市税に関する犯則取締吏員に交付する証票のひな型である。
- 2 用紙は、厚質白紙を使用すること。
- 3 写真の大きさは、縦3センチメートル、横2.4センチメートルとすること。